

# 名古屋経済大学 経済・経営研究会会則

制定 平成5年4月1日

改正 平成14年4月1日

改正 平成20年9月1日

改正 平成27年4月1日

## (名 称)

第1条 本会は、名古屋経済大学 経済・経営研究会と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、経済・経営に関連する専門分野の研究および調査を行い、学術の発展に寄与することを目的とする。

## (事 務 所)

第3条 本会の事務所は、名古屋経済大学学術研究センター（以下「センター」という。）内に置く。

## (事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 研究会および講演会の開催
- 2 その他目的達成に必要な事業

## (会 員)

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員  
名古屋経済大学の専任教員であって入会した者
- 2 学生会員  
名古屋経済大学および名古屋経済大学大学院の学生
- 3 準会員  
評議員会において入会を認められた者
- 4 名誉会員  
この会に正会員として所属し、この会の発展にとくに顕著な功績のあった者で評議員会の承認を得た者

## (評議員会)

第6条 本会に評議員会を置き、本会の正会員をもって評議員とする。

- ② 評議員会は、会長が招集し、年1回以上開催する
- ③ 評議員会は、評議員の過半数により成立し、議決は、出席者の過半数による。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 運営委員 1名
- 3 編集委員 若干名
- 4 庶務会計委員 若干名
- 5 その他評議員会において必要と認めた委員

② 役員は、評議員会において互選し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

③ 役員は、役員会を構成し、会務を執行する。

(改正)

第8条 本会則の改正は、評議員の3分の2以上が出席する評議員会の過半数の議決によって行い、センターの承認を得るものとする。

(施行)

第9条 本会則は、平成27年4月をもって施行する。